

令和5年度第7回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年10月6日(金)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時23分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
欠席した委員	大 宮	藤 原 恵 司		
議事録署名委員	9 番	福 田 英 夫	1 番	足 立 福 子
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志
	農政室長	石 倉 嘉 寛		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達意見審議について
議案第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	移動農地銀行の開催について
協議第2号	農地部会副部会長の決定について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>皆さん改めましておはようございます。</p> <p>定刻より若干早いようですが、ご出席者の方、皆様お集まりになりましたので、ただいまより、令和5年度第7回、日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会開会にあたり、梅林会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>10月に入り涼しさを越して寒い朝となりましたが、北海道旭岳は9日遅れの初冠雪の便りがありましたし、昨日は富士山も雪を被ったということでございます。</p> <p>それにしても今年の夏の暑さは「凄かったの」一言です。</p> <p>秋の農作業もだいぶ進み終わりに近づいていますが、収穫が進むにつれて収穫量の少なさが聞こえてきました。先月の新聞でも米どころの東北、新潟など東日本を中心に夏の猛暑が響き、一等米比率が大幅に下がっているようです。</p> <p>全国平均で、68.9%、鳥取県の一等米比率も18%減少し12.4%と先月29日農林水産省が発表しました。23年産米は猛暑による高温障害が影響しているようで収穫量も少ないようです。</p> <p>また、JAの米の貸渡金は、コシヒカリの一等米で6,400円と昨年より850円高と設定されましたが収穫量の減少で効果なしと思われる。</p> <p>続いて、後ほどご挨拶を頂きますが加藤農業委員のご逝去により欠員となり公募していました、後任の農業委員が先月28日の日南町議会で承認され、先ほど庁議室に於いて中村町長より任命されました、お名前は大塚清子さん、大宮出身で、大宮まちづくり協議会の推薦です。これから取組んでいきます地域計画、活性化計画のひと役を担って頂くこととなりご活躍を期待したいと思います。</p> <p>以上申し上げまして令和5年度第7回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。</p>
	高橋事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会におきまして、藤原推進委員が所要のためご欠席でございます。欠席届が提出されておられますので、ご報告を申し上げます。</p> <p>また、先ほど会長からのご挨拶もございましたが、10月から大塚清さんが日南町農業委員 大宮の地域担当ということで就任をいただきました。議席番号につきましては、現在欠員となっております5番席に着席いただいております。</p> <p>大塚委員におかれましては、折渡にお住まいでございます。まちづくり協議会の部員として、地域とも広く関わりを持たれていらっしゃるということでございます。それでは大塚委員の方から一言ご挨拶を頂戴したいと</p>

		<p>思います。よろしくお願ひいたします。</p>
	大塚農業委員	<p>この度、大宮校区から農業委員として仕事をさせていただくことになりました。大塚清子と申します。</p> <p>皆様と一緒に勉強させていただきながら、農業委員としての役割、役目を果たしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、9番、福田農業委員、1番、足立農業委員を指名した。</p>
	議長	<p>本日、レジメの日程には記載してありませんが、先月の総会で、農業情勢について話が出ました。本日、農林課の石倉室長に来ていただいておりますので、農業情勢についてご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
	石倉農政室長	<p>失礼申します。農林課の石倉です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、机の上にカラー刷りのホチキスでとめた資料を一つお配りさせていただきますので、そちらをご覧くださいと思ひます。</p> <p>農業情勢についてということでご紹介をいただきましたが、あくまで現時点での情報提供ということでお読み取りいただけたらと思っております。</p> <p>本日お配りしました資料カラーのA4横のものですが、国の方で発表されました令和6年度の予算の概算要求の資料になります。全体を印刷すると、かなりの分量になりますので、一番関心がありそうな水田活用直接支払交付金等というページの方のみ焼いてきておりますので、ご覧くださいと思ひます。事業の内容といたしましては、これまでと大きく変わったものではございません。金額等もあくまで農林水産省の概算要求の粗のものというふうになっておりますので、細かい内容ですとか、実際運用する際の際の要綱等をどのように変化するとかっていうところについてはまだ情報がないものとなっておりますので、大まかこういう流れなんだぐらいのもので見ていただけたらと思ひます。</p> <p>剥ぐっていただきましたところに、資料もつけさせていただきます。一つが、水田活用直接支払交付金の対象水田についてということで、書かせていただいております、いわゆる水張の5年ルールについてです。これにつきましては、以前にも情報提供させていただいておりますし、協定代表の方、農事組合各組合長さん向けの説明会等でも説明をさせていただいております内容の若干繰り返してなっております。</p> <p>あくまで水田、ここで言う水田というのは、要は水をためることができる機能、畦があり用水路等が整備されていて、水を張ることができる農地。そしてそこで、そういった水を張って作付をするような水稻などの作物を作付する場所というのが、いわゆる水田だということになっております。ですので、たとえば畦畔が残っていても、水路をつぶしてしまっているとか、もう水を回さないようにしている、回らないというようなところは、ここの補助金上では水田とは認められないという状況がございます。</p>

ですので、水田活用直接支払交付金の考え方といたしましては、昨年までの水田としてのデータベースにあわせて本年、当該の年度から、例えば非農地にして、転換してしまったような農地を外したり、畑地化事業で畑地にしたようなところを外してしまったり、また過去3年で不作付ということで今年も作付されないようなところを外していった上で、新たに、基盤整備等で水田として改田されたところや、災害復旧で行われた改田のところなどなどを足して、当該年度の分の対象水田ということでカウントをさせていただいております。

資料の裏側になりますが、その対象水田の考え方について、令和9年度からの新ルールということで、去年ぐらいから、いわゆる水張5年ルールということで、ニュースになったり説明をさせていただいているものになります。過去5年間、1度も水張りが行われなかった水田については、この交付対象水田から除外するというものになります。ここでいう水張りとは何かということですが、基本的には水稻の作付が確認できるかどうかということになります。

最初の頃には、水さえ入れればいいのか、1ヶ月水が入ればいいのかというような情報もございましたが、その後、国の方から、夏場の時期にきちんと水が張れていること、そこで作付が確認できることというような後付の説明もございましたので、日南町の場合には基本水稻が作付できるというような状況を確認したいと思っております。また水稻以外の水張りとしては、基本夏場の時期に1ヶ月以上水張りを行い、連作障害による収量低下が発生していないなどの確認ができれば、水張を行ったとみなすことができるということでもあります。またこの水張の確認については、日南町の場合は日南町農業再生協議会の方で実施したいと思っております。

その確認方法やその時期については今後検討したいというところです。

この運用にあたりましては、町の方から、うちの町だけではなく、どの自治体からも、県を通じて国の方にいろいろな質問を上げさせていただいております。その一部を書かせていただいておりますが、うちの方からは、例えば令和8年に水稻作付が一斉に実施された場合、需給のバランスが崩れるのではないとか、水を急に張ることで、漏水等法面崩壊の心配もあるのではないかなど、またその一筆の考え方が、いわゆる見た目での一筆なのか登記上の一筆なのか、それによっては、考え方も変わるのではないかなど、そういった質問も上げさせていただいております。また運用にあたっては、地域再生協議会で農家さんへの指導をするようにというような県からの指示も来ておりますがその詳細については出ておりませんし、例えば日南町と日野町で隣り合っておりますが、それぞれの地域再生協議会で判断が異なった場合、それについては県としては、不公平だとか、そういうことはないのですか確認しておりますが、きちんとした回答がないというところでもあります。あくまでも地域再生協議会として判断してくださいということしか言われておりません。この水張ルール自体は以

前からあったもので、これまでそうは言ってもということで、正直言い方が悪いですが、なানাあと行われていたところが、この令和9年からの新ルールで改めて厳しく言われているというものになります。急に法令を変えてくださいというのはなかなか難しいところではあるのですが、それも含めて、町としては、農家さんに変に混乱を与えるつもりもございませんので、きちんとした説明ができるよう、県や国の方に今調整ですとか、回答をお願いしている段階です。問い合わせや質問も農林課、農業委員会の方に時々いただくのですが、正直、ルールはこうですということはご説明できるんですけども、はっきりあなたの田んぼだったらこうなりますとか、あなたの作付はこうした方がいいですよというのが、お示しできていない状況にもなっております。

来年度、特に中山間直接支払制度の見直しの年でもあります。農林課的には、地域計画も策定したい年度になります。そんなタイミングで、まだ国の方から方針がはっきり出てない、法令としてははっきり出ておりますが、その運用にあたってきちんとした指導がないという状態で、農家の方に、これですよというのは変な押し付けになってしまい、後で混乱する

ということになっていけませんので、ちょっと慎重に扱いをさせていただいているところです。最初の梅林会長のご挨拶にもありましたがそろそろ農繁期も終わろうとしております。そうすると、各協定、農事組合さんでの話し合いや、来年度に向けた協議などが始まる時期かなと思っております。その時に何ら資料がないということでは、逆に混乱されるということも考えられますので、できるだけ早い時期に、現況の中山間の図面とともに今制度がこうなっています、来年度の見直しについて、考えてみてくださいというような資料ですとか、参考になるものをお配りできればと思っております。具体的にいつできるかというのが、お答えできないところではありますが、なるべく早く皆様の方にお配りしたいと思っております。

農業委員さん、推進員さんの方にはお願いになりますが、地域の方からこんな声があるということがありましたら、農林課なり、農業委員会につないでいただけたらと思えますし、また地域で話し合い等あると思えます、地域の会に出られることもあるでしょうし、農業委員、推進委員として参加される会もあるかと思えます。そういった会で、例えば意見を求められたりわからないということであれば、早めに言っていただければ、職員で調整して説明に行かせていただいたり、その場では話を聞くだけかもしれないかもしれませんが、聞いて帰ったりということもさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいところになります。続いて資料のもう1枚の方畑地化促進事業と記載してあるページをご覧くださいただけたらと思えます。こちらにつきましても、去年、冬場に令和5年度で取り組むところというところで、協定さんや農事組合の方に急に意見照会をさせていただいたようなところでございます。この取り組みにつきましても、先ほどの水田活用直接支払交付金のとも関連してきますが、要は

水田として活用することが難しいということや、今後は畑地として高収益作物を作っていきたいという場合には、畑地として転換していくことに対して交付金を支払うというものになります。

事業の内容は畑地化支援セット、定着促進支援ということですが、あくまでも前年度水田活用直接支払交付金の交付対象作物を作付し、交付対象水田に該当する農地、過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付けられ、当年も販売目的の水稻以外の作付をする農地ということで、畑地として今後も活用していくんだというような農地に対して交付金をさせていただくというものになります。

この要件の若干面倒くさいところですが、例えば概ね団地化をしておく必要があるなどもございます。この概ねというところが、例えば品目や地域の特性等を考慮し、地域再生協議会が概ね集約されていると認める農地と記載しており、具体何平米、何ヘクであればいいとか、何平米だったら駄目だとか、例えば農道挟んだらどうなんだとか、水路を同じ水路を使っていればいいのかとかっていう細かなところについては、最終的には各市町村で考えなさいというふうに投げられているような状態です。また販売を目的としたというところについては、農協等の出荷契約ですとか販売委託契約などのことだったり、飼料作物の生産販売であったり、直売所での販売については直売所との取引契約を締結するなどの、ちょっと面倒くさい要綱もついてきております。これも最終的には再生協議会で考えなさいというふうに投げられておるところがあり、じゃあうちの方から具体これならどうですかというのを幾つか出してはありますが、ちゃんとした回答がまだ返ってきてないというところでもございます。

また、今年度、いくつかの地元の方から手あげをいただいておりますが、今年度の予算につきましては日南町の方、国からの交付決定ございませんでした。その辺の考え方が裏面の方につけてはありますが、交付対象となる農業者、取り組みの決定方法といたしましては、まず要望調査を行い、それを調査段階ごとに、県から国に行き、農水省に行き、というような流れになるんですけども、あくまでポイント制、ポイントの上位のところから、割り振りますと、というような流れになっており、ちょっと印刷の都合字が見にくいんですけども、例えば、取り組み品目のところでは、高収益の作物、加工業務用の野菜、果樹を作っていると50ポイント、そうでない高収益作物は30ポイント。高収益でない場合は10ポイントということでポイントが割り振られています。また面積も、要は大きい塊であればあるほど、ポイントが高いと、というようなことになっております。そうなりますと、例えば鳥取県と北海道を比べた場合、単純に農地の面積も北海道の方が大きいですし、日南町で考えた場合、高収益の作物、例えば加工用の高収益の作物を7ha以上作っているなんていうのは正直ございません。そもそも7ha以上の塊で野菜をとるところが正直ございませんので、日南町でポイントを考えた場合、どうしても低くなってし

まいます。となった時には、そもそも鳥取県への配分が今年度の場合少なかつたんですけども、さらに日南町の場合はどうしても後回しになってしまうという現状がございます。県に対して、これが本当に正しいんですかと。あの地域をどう見て畑地への転換ということではなかったのですか、というような意見も出させてはいただいておりますが、やはり予算とかが絡んでくるとなかなか難しいのか、これもきちんとしたお返事がいただけておらず、今ご紹介させていただいた、水田活用の5年ルールにしろ、畑地化にしろ、最終的には、地域再生協議会で考えなさいというところがあり、町としての考えというのがまとまっていないというところがございます。その点につきまして、説明不足、指導不足というところについては、申し訳なく思うところではございますが、変なことを言って、農家さんに、いや実は無理でしたとか、後から返還が必要になりますというようなことになってご迷惑をかけるよりは、日南町だけではなくよその市町村でもまだ混乱をしているところですので、今のうちに正せるところは正して、きちんと来年度迎えたいというところで準備をさせていただいております。

資料の1枚目のカラーのところに戻るんですけども、この畑地化促進助成事業内容左下の方に、5番ということではありますが、単位が見つらいですけれど22億円、全国で使うということで農水省は要求をされているということになります。これは昨年度、今年度令和5年度とほぼ同じ金額になります。そうなってくると、令和5年度ですら、日南町に全然回ってこなかったものが同じように要求した場合同じようにポイントで考えたら、やっぱり回ってこないんじゃないかということもございます。改めて国や県の方の考えも確認した上でこの冬の間、また地域の方に、こういった情勢とか事情はありますが、やっぱり今後畑地化に向かいたいという要望がありますかというような要望調査の方は、改めて再度させていただいて、令和5年度は確かに日南町の配分はなくゼロでしたけども、仕切り直しというわけではないですが、改めて募集をして、また国や県の方に上げていきたいというふうに考えております。

ですので、農業情勢というほどのことでもなく、情報提供と言いながら、言い訳じみた説明しかできておらず、申し訳ないところではございますが、そういったなかなかちょっと今難しいポイントといたしますか、変わり目のところにきております。繰り返しのお願いになりますが、農業委員さん推進委員さんにおかれましては、地域の方のお声ですとか、もっとこうじゃないかとか、この場合はどうなるんだとかっていうようなご意見をいただいたりすることがあるかと思っております。またそういったのをつないでいただき、地域での会議等あるような情報があれば、早めに教えていただければ、職員手分けしてでも行くように考えておりますので、またそういったところでご協力をいただけたらと思うところです。以上、よろしくお願いたします。

	<p>議長 ありがとうございます。</p> <p>せっかくの機会でございますので水田活用直接支払制度、それから、畑地化促進事業につきましてご質問がありましたら、二、三受けたいと思います。</p> <p>(9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理</p>
福田職務代理	<p>水田活用の説明今あったわけですが、現状、これまで貰っている情報とあまり変わってないかなとは思いますが、それで、具体的に、例えばですけども、水田内に施設を建てる、例えばトマト栽培するとか、そういったところに関しては、5年のうちにそれを取り壊して、水稲作付するようなことはおそらく無理だと思います。そこに畑地化の説明が今説明があったわけですが、具体的には2haも3haもされるような、施設もないですし、結局どうすればいいのかなというのが、農家さんの悩みなのかなあと、自分たちも聞かれて一番困るとこなのかなあというふうに思いますが、実際どういうふうにするのが一番いいんでしょうか。</p>
石倉農政室長	<p>例えばトマトになります、施設野菜を作った場合のハウスの取り扱いにつきまして、ご指摘のようにこのままであれば、この水田活用のルールからは外れますので、水田活用交付金としての交付ができなくなります。本来であれば、水田活用から、畑地化支援に乗り換えることで、一時的になります。そちらの交付金を、得ることで今後は畑地として管理してください。というふうな方向に持っていきたいというのがうちの考えでもありました。ですが、蓋を開けてみると、そっちの交付金がなかなかうちにはもらえず、最初は面積が小さくてももらえるような話でしたので、そういうのを拾ってあげてくれたという気でいたんですが、ある程度面積規模がないと、概ね団地化でないというようにも言われております。うちの場合は本当にどうなんだと、正直地図を出してですね、うちはこのようにやってるんですけど、これでも駄目なんですかというのは一度出したこともあるんですが、正直きちんとご回答がいただけてないというところもございます。</p> <p>またソバの作付も町内たくさんあるんですけども、そこについても西部地震の後などにですね水路が壊れたとか、今後管理ができないということもあって、実際は畑地的な利用で農地の保全という意味もあっては、ソバの作付が推奨されたという経緯もあると思っております。そういった流れがあったのにもかかわらず、こんな仕打ちを受けるようでは、正直、中山間地域は特にやっていけないということも、ご説明は国の方とかと意見交換する機会もあったので出ささせていただいております。これについてはうちの町だけではなく、県内もそうですし県外の特に中山間地域の市町村からはたくさん出ていると伺いますが、国の方からはあくまでルールはこれだからと言われているのが現状です。今、うちとしては、正直、これをやってくださいという打開策が出せてないのが正直なところ。交付金をこうすればもらえるようになりますよとか。言い方悪いですがこうやった</p>

	<p>ら、水田として見れます、畑地化交付金が出ますっていうのがはっきり言えない状況です。地域のお話とか、状況については、日頃、地域の方に出たり、そばの現地確認等もいろいろさせていただいたりもしますので、現地を見ながらここだったらどうしようとか、どういうふうに取れるかっていうのを、一応下準備といいますか、うちだったらこう取れるんじゃないかというようなのは、図面化して残すように今年からしております。</p> <p>まだ一応令和9年からの見直し、新ルールですので、もう少し時間がありますので、その間に国の方に、中山間地のことも考えたような運用について、もう少し考えてもらえないかと。うちの方も、こういったことができるかっていうのをお示ししたいなと思って、中で協議したり、県や国との意見交換に出させていただいたりということもしておりますが、今の時点では、まだこれといったのが出ておりません。お配りした資料につきましても、正直春先に、市町村が受けた説明の部分、また農家組合への情報提供させていただいた部分と大きく変わっておりません。今月末ぐらいにもう一度、国や県等の意見交換の予定をしておりますが、そこである程度また別の説明もしますというようなふうには聞いておりますけども、大きくこれがぐらっと変わるっていうことは正直考えがたいので、運用がどこまで日南町に合った形になるかっていうのが引き出せるかな、どうかというところかなと思うところではあります。ですので、正直、どうすればいいですかに対しては、なかなか出せず、申し訳なく思うところです。ただ、やっぱり地域としての考え方や、中山間の見直しの年が来年になってきますので、本当にこの地域の農地どうしようかっていうのを、1年かけて考えてもらうようなところになって参りましたので、なるべく早くできればいい情報をお出しできるようにしたいとは思っております。</p> <p>現時点としては随時出せるうちに情報を出させていただくと、いうことしか、お話ができず申し訳ないですが、またご理解をよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他ありますでしょうか。 (3番 木山農業委員 挙手) 3番 木山農業委員。</p>
<p>木山農業委員</p>	<p>ちょっと長くなるかもしれませんが、先ほど来説明がありましたその畑地化促進の中で、高収益作物を付けるんだということに対して面積要件がある。日南町何をするのって言った時に全く不透明な部分じゃないかと思うんですね。今現在、基盤整備もなされていないようなところは特に畑地化になるんじゃないかと思うんですが、それをしたからといってじゃあ何を作付するのか。またソバなのっていうことで、ソバの収量も取れないような現状になってきて、今後町として何を推進していくのか、おそらくまだ決定もされておらんでしょうし、私のとこちょっと昨年から、大豆に転換するようにして今やっとなるんですが、実際目に見えて収量が、その単価は別として、収量が取れるという喜びはあるんですよ。ソバはもう雨が降ったら生えたものがなくなっていく。刈り取りしますか言って費用だけ</p>

	<p>かけたって何キロしか取れませんよ、じゃ全く費用をかけただけで、収益には繋がらないという現状があるわけですし、この畑地化ということについて今現在、圃場整備の推進もされとるし、ある地区では2度目の基盤整備をするんだというようなことで、個人対応の土地からいわゆるその集約された、集団でできるような土地にするんだという取り組みもなされておるんで、今までやらなかった変形田んぼでの圃場整備をされとるようなところも、新しくきちっとした区画のものを作ろうということになれば、畑地化に取り組んでもいいようなところも取り組んで、新しい圃場整備することもある一つの、どう言いますかね、改善点になるんじゃないかというようなことも思いますし、もう少しスパンの大きなところでお考えをした方が今現在のもので、畑地化をしておると、本当に畑地化したけども作物作らにゃ、先ほど言われたように交付金も全く出ませんよと。何のために、登記を畑地にしても、何らメリットがなかったなっていうことになると思うんで、それならほっとけやっていうような考えの方が優先するのかなというふうに懸念するところです。</p> <p>そういう長いビジョンが町としても、令和9年と言いましても、本当にあつという間に来ますんで、それを早いことを示してもらわんと、取り組む方も本当にそういう基盤整備に取り組んでいいのか悪いのかっていうものもあるし、今現在進んでるとこなんかは、何年か休まなきやいいけないわけですよ、その間にその畑地化の問題は起きましたよって言ったって、どうにもならんんじゃないかなと、いうふうに思います。</p> <p>水路のことについても私らも今借り受け取るとこなんかも上がってみると途中で全部イノシシにやられて、埋没しておるといような水路はせつかく構造物が綺麗に入っておるのに、もう全然水統制の状況でないといような水路もありますんで、そういったところを改善するのは、どうすりゃいいのっていう、問題点が出ておりますので、そこら辺も示して欲しいなと思う。</p>
石倉農政室長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>町といたしまして長期的な政策ビジョン等が、現時点では示せてないというのが現状でございます。こういった制度の変わり目にあたりますので、早めに町として本当にどうするのかというのは、考えていきたいところではございます。ただ、繰り返しになりますますがまだはつきり国の方からですね、日南町だったらもっとこうできるとかっていうような、なかなか前向きなご意見がいただけなくて、うちの中としても、あくまでこの今わかってる範囲内で、もっとこううまく回すにはとか、地域の実情に合ったように使うにはどうすればいいかっていうのは考えますが、なかなかこれといって、出せてないというところもございます。</p> <p>またソバにつきましても、やはり収量が減ってる、単価が低いということでなかなかお金にならないというのは、何年も前からの課題ではありますが、次の品目これですとかっていうのが、お示しできてないのも現状で</p>

ございます。県やJAさんとかとも協議はいたしますが、はっきりとお出しできてないというのもあるって、次の長期ビジョンっていうのが出しにくいというところでもございます。これにつきましてはご意見の方は、いただきましたので、また持ち帰って協議もさせていただいて、なるべく早くお出しできるようにはしたいと思っておりますが、今日の明日というわけにもちょっとならないので、また、農業委員会に意見照会をするようなこともあるかもしれませんし、お話を聞かせてくださいというようなこともさせていただく必要があるのかなと思っております。

また、長期ビジョンということ言えば地域計画を来年度末までには策定しなければなりません。そうなってきたときには、農業委員会さんもそうですが、その前にそもそも地域の方に出て、いろいろ意見も聞かなければいけません。意見の中で答えが全部出るわけでもないですし、うちも、これをやってくださいっていうのがお示しできない中で、地元を持って帰ったって、そんな話は出んというようなことを言われたこともございます。とはいえ、一緒に考えてやっていかないと、これまで通り、地域の農地を守りたいとか、先祖伝来の田んぼだし、見ている景色がだんだん山に帰っていくのも忍びないと。というようなご意見もいただきますので、何とかして守りたいというところはございますが、ある程度儲けが出ないと、ボランティアでやってくださいっていうのはまた話が違いますので、農業が成り立つようなものを描きたいというちょっと欲もございますのでなかなかちょっとうまくこれをやってくださいというのが出せない状況がございます。

また、さっきの水路の例えば改修であったり、田んぼの基盤整備の話であったりっていうのは、確かに今進めております。

また、小規模な改修であれば、建設課の方の事業になりますがしっかり守る交付金事業ということで、地元負担等も発生はいたしますが、進めるようなこともございます。基盤整備事業も、国の方の事業項目が幾つかございますので、うまくまとまれば、載せて進めることも可能ではありますが、やっぱりそちらも、別の国の事業とか予算の都合もありますので、手を挙げたところが全部通るわけではないですし、またそっちはそっちでいろいろ縛りがあったり、制約があったりというのもありますので、一長一短になかなかじゃあこれで、解決っていうような万能薬ではないなと思っております。

これからビジョンですとか方向性の方は考えていきたいと思っております。いろいろご意見もあると思いますし、地域の声もあると思いますので、またそれを農林課の方に、担当の方にぶつけていただけたらと思いますので引き続きご協力をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。日程の都合もございますので、まだまだ質問があろうかと思いますが、農業情勢については以上で切り上げたいと思います。

		石倉室長ありがとうございました。
報告第1号	議長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主事	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は、1件の案件がございます。 番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計7筆、面積合計が4,286㎡、貸付人が△△県の〇〇〇さん、借受人が鳥取県担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さん、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの契約ですが、解約後3条による所有権移転で〇〇〇さんが耕作されます。以上です。
	議長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議長	報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について、事務局お願いします。
	主事	報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。本日は1件の届出が出ております。 番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計23筆、面積合計が17,879.07㎡、土地の所有者が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県担い手育成機構を通じて△△の農事組合法人口□□□です。相続による所有者の変更で、△△市の〇〇〇さんに変更されました。契約内容については変更なしということで伺っております。以上です。
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第1号	議長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主事	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定についてです。本日は1件の申請があります。 申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計8筆、面積合計が935.44㎡、農地の所有者が△△県の〇〇〇さん、非農地の事由として20年以上耕作しておらず今後も活用の予定がないというところでお伺いしております。資料6頁から位置図、中間図、現地写真を付けております。資料8頁の位置図の紫色の部分が対象地となります。山の中の農地についてですが、進入できる状態ではありませんでしたので、遠景という形の写真です。 また、家の方に上がっていく坂道と、階段ですね石垣の方につけられた階段の方がこちらに当たります。こちらについて非農地ということで、申請が出ておりますので、以上お願いいたします。
	議長	議案第1号について説明が終わりました。農地部会からご意見ありますでしょうか。 (3番 木山農業委員 挙手) 3番 木山農業委員

	木山農業委員	問題はないと思いますがなかなか現地の確認が難しいような状況だということと報告を受けておりますが、いろいろ入組件事案があるということですが当事者が問題解決されたということでございますので、問題ないと思います。
	議長	議案第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございませうか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主事	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。本日は2件の申請がでておりますが、近隣の農地となりますので、併せて説明させていただきます。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の他合計17筆、面積合計が6,102㎡、譲渡人が△△県の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さんです。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が175㎡、譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さんです。</p> <p>申請番号1、2とも3条の売買となります。備考についてですが、×××番地から×××番地については、機構と使用貸借契約というところでしたが先ほど報告事項で説明いたしました、解約したところです。</p> <p>また、現状、一つになっている番地がありまして、資料15頁の方ですね。場所は先ほどの非農地と同じ辺りになるのですが、3条の対象になるのがこの紫の農地とオレンジで色をつけているところになります。こちら紫の色をつけておりますのが、〇〇〇さんの農地でございまして、オレンジ色をつけておりますのが〇〇〇さんの農地となっております。</p> <p>こちらの家の横の方にあります、〇〇〇さんと〇〇〇さんの農地について一つの筆として、現状なっております、×××が、〇〇〇さんの農地で×××、×××、×××、×××、×××番地についてですが、番地としては分かれているんですが、形としては一つのものとなっております。16頁の左上の農地で、こちらが先ほどの複数の番地が一つになっている現状という形となっております。</p> <p>その他の農地の現地確認写真はご確認いただければと思います。審議の方、お願いいたします。</p>
	議長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見は併せて行いたいと思います。採決は別々に行いたいと思います。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員 挙手) 丸山農地利用最適化推進委員</p>
	丸山推進委員	<p>推進委員として、審議の参考になればと思い、一言お話をさせていただきたいと思います。所有者の〇〇〇さん△△県に出てった人が農地を放り投げた状態で行かれたと。その農地を地元の農家が管理していこうということで売買の話が出たわけですけども。実際に現場を見てみると〇〇〇さ</p>

	<p>んの土地とそれから先ほど2号議案にあります〇〇〇さんの土地が一体化しておるとい現状がありました。どこからどこまでが〇〇〇さんの土地なんなのかわからない状態で売買をその判断することは難しいと言うことがあって、農地部会でいろいろ協議がなされました。</p> <p>結局ですね、推進員の私としては適切な処置だとは言いがたいと思っただんですけども、じゃあ、〇〇〇さんの土地も一緒に購入したらどうだという意見が出てそれで上手くいくならいいですよということで、話をしましたら、どういう話の中であったかわかりませんが、買いたいという人と、〇〇〇さんとの話がうまくいって、この申請に2号議案の申請に出てきておるといわけです。</p> <p>買いたくない土地まで買ってしまったという結果ですけども、その処理が適切だったかどうかは私自身も引っかかる場所があるんですが、私の推測するところでは売買で土地を購入した人はですね、その許可書を持って、登記所に登記に行くだろうかなと。欲しくない土地を買って登記して、来年以降その土地の税金を払うだろうかなという気はちょっとしてます。それは許可になったから、必ずしも登記して売買をしなきゃいけないということではないようですので、どうなるかはわかりません。推測の範囲ですけども。欲しくない土地を買わされたという、ちょっと引っかかりの部分がありますので、審議の参考になればと思部会のお話を含めて、それから売買の本人さんと推進の話の中で、参考になる話をさせていただきました。以上です。</p>
議 長	<p>農地部会の意見がありましたらお願いします。</p> <p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>私出ておまして、先ほど丸山推進員が言われましたけど、結局、現状は、境界というのがはっきりわかりません。とすればですね、登記上の公図をもって地番をもって手続きを進めるということで、農地部会の方では、その方向がいいじゃないかということで、一番整合性のとれた手続きではないかということで今回出させていただきます。</p> <p>それで、譲渡、売買は個人間の意思決定でございますので、農地法3条に計上するかしないかということについては了解されたから、今回提案させていただきますということでございます。手続き上では、農地が動く方法としてはですね、最善の方法ではないかということで、後に残るようなことはないというふうに思っております。</p>
議 長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございしますか。無いようですので採決に移ります。採決は申請番号ごとに行います。議案第2号 申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号 申請番号1は承認された。</p>
議 長	<p>議案第2号 申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号 申請番号2は</p>

		承認された。 次に移ります。
議案第3号	議長	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達意見審議について事務局お願いします。
	主事	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達意見審議についてです。本日1件の申請があります。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地と×××番地の畑が2筆、面積が370㎡、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が宗教法人□□□の5条転用となります。農地区分転用区分についてですが、現地は農用地区域外でありまして、第2種農地農業公共投資基盤整備等の対象となっていない小集団の農地です。転用の区分としては恒久転用で希望されているところですが。</p> <p>目的としまして、既設の駐車場の面積が足りないということで、拡張したいということで、売買に至ったというお話でありました。売買額については、◇◇◇円と伺っております。備考としまして、既設駐車場の隣接地となっております。</p> <p>資料20頁から町内位置図、中間図、申請地、現地確認写真をつけております。22頁の紫色の部分が対象地となります。隣の白い部分が既存の駐車場となっており、拡張される予定です。現地確認の際には畑地として利用されていましたが、同意は取られておられます。</p> <p>24頁から計画図面、被害防除計画、宗教法人□□□の臨時総会資料を付けております。</p> <p>現在の駐車場に続いて、整地しアスファルト舗装を行うということです。下の段の農地に対しては、現在の畦畔からL型擁壁に変更されます。雨水については、山側の方へ流れるようにしまして、上の段のところを、現在の排水路の方へと流していくということです。</p> <p>被害防除計画書は、周辺農地への土砂流出、たい積、崩壊に対する対策として、盛土を行い、整地とアスファルト敷きをされるということです。</p> <p>また、2番として、1に伴う被害防除措置として擁壁を設ける。3番の雨水の排水計画として山側への自然流下で排水し、放流先は既設の道路側溝になります。4番の汚水排水計画ですが、設備があるわけでもないので、発生いたしません。5番の具体的な被害防除措置の内容及び被害発生の恐れがない理由として、下段の畑の方向については法面部分をL型擁壁に変更し、上段側へ勾配をつけ雨水が流入しないようにするというところになります。次に、日照、通風、通作の被害防除措置として、こちらの建物が建つわけではございませんので被害は発生しないという形です。次に、その他周辺の営農条件に支障を及ぼさないための措置ということで、転用にあたって、近隣の地権者耕作者とはすでに協議済みで、障害となる事象が発生した場合にはその都度協議されるということです。</p> <p>工事資金については□□□護持会臨時総会の会議録をつけております。</p>

		5番の協議事項になりますが、駐車場の造成について、◇◇◇万円の費用が必要になる、◇◇◇万円を永代供養費より寺院が支出、残りの◇◇◇万円と登記料等を護持会特別会計より支出予定です。永代供養の◇◇◇万円で今回の売買をされるということです。以上よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりました。 (事務局長 挙手) 高橋事務局長。
	高橋事務局長	失礼します。25頁の被害防除計画書をご覧いただければと思います。右上にあります、転用事業者の方のお名前の訂正をお願いしたいと思ます。〇〇〇と書いておられますが、親孝行の孝でございます。先ほど推進委員の方から指摘をいただきました。こういったケースは事務局の方で作っておりますけども、内容の確認につきましては、申請者の方に確認を取っていただいて、提出をしていただきたいということで、推進委員の方からご指摘受けましたので、そのように今後していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
	議 長	説明が終わりました。議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第4号	議 長	次に移ります。議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。令和5年度において農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づきまして、町長より意見照会があったので意見を求めるものになります。</p> <p>資料28頁からとなります。今月の利用集積等促進計画案の総括表を付けております。今月の移動は機構を通じた新規の契約が3件、相対契約期限切れの案件で再設定となるところですが、今回新たに機構を通じた契約となるため、新規の扱いになります。</p> <p>資料29頁に利用集積等促進計画実績値集計表を付けております。左の列で、令和5年10月6日のところご覧いただきまして、貸付人3名、9筆、面積が8823㎡、借受人1人、9筆の8823㎡ということで、今月の配分率については100%です。</p> <p>資料30頁、申請番号1、農地の所在地が△△×××地の他、合計4筆、面積合計が5201㎡、貸付人が△△県の〇〇〇さん、鳥取県担い手育成機構を通じて借受人が△△の〇〇〇さん、水稻作付、使用貸借契約で令和5年12月1日から令和8年12月31日の3年1ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△の×××番地の他、合計4筆、面積合計が2345㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県担い手育成機構を通じ</p>

		<p>て借受人が、△△の〇〇〇さん、水稻作付、水張反当◇◇◇kgの物納、令和5年の12月1日から令和8年の12月31日の3年1ヶ月の契約です。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が、1277㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さん、水稻作付、水張反当◇◇◇kgの物納、令和5年12月1日から令和8年12月31日の3年1ヶ月の契約です。</p> <p>資料31頁に〇〇〇さんの農業経営の状況等の資料を付けておりますので、ご確認お願いいたします。以上、ご審議お願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第4号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、議案第4号について採決に移ります。妥当と認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。</p>
協議第1号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第1号 移動農地銀行の開催について、事務局をお願いします。</p>
	主 事	<p>協議第1号 移動農地銀行の開催についてです。資料33頁です。毎年開催しておりますが、各地域振興センターを会場にし、各地域の農業委員さん推進員さんと事務局で利用権設定の受け付けや転用相談、また農地に関わる相談を行うものでございます。日程としまして、先月皆様から意見いただきまして、調整しました結果、表のようになっております。午前午後ということで、日程組ませていただいておりますが、午前については9時から11時半。午後については、午後1時半から4時までということでやって参りたいと思っております。会場については各地域振興センターということで、よろしくお願いいたします。</p> <p>その他ですが移動農地銀行の開催について広報に関しましては、10月25日発行予定のいなほ83号や、防災無線、ホームページの方で広報を行います。</p> <p>また、今年度利用権設定が終期を迎える貸出借受の両名については、事前に更新案内を事務局の方から送りまして、この移動農地銀行で手続きいただくよう呼びかけを行って参ります。こちらの更新案件の相談に来られると想定されますので、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>協議第1号について説明が終わりました。</p> <p>毎年行っている移動農地銀行ですが、11月15日から21日までの予定です。ご協力お願いいたします。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
協議第2号	議 長	<p>協議第2号 農地部会副部会長の決定について事務局をお願いします。</p>
	主 事	<p>協議第2号 農地部会副部会長の決定についてです。農地部会の副会長についてですが、現在空席となっております。</p> <p>皆さんのお手元の方に、新しい大塚さんを含めまして名簿の方を配布しております。農地部会副部会長の協議をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>

	高橋事務局長	先ほど山田の方から説明しました副会長でございますけども、現在、農地部会部長に、木山篤志さんをお願いしております。農地部会の部員としましては、福田英夫職務代理、加藤さんの後任で大塚清子さんになっていただいております。メンバーとしてはこの3名の方でございますけども、経験年数等踏まえたところでいきますと、福田英夫職務代理に副部長になっていただくのが適当かというふうに考えております。事務局からのご提案は以上です。
	議長	事務局からの提案で、福田英夫さんに副会長をお願いしたいということですが、福田さんよろしいでしょうか。 (福田職務代理より承諾の返事) 福田職務代理から承諾の返事をいただきました。福田職務代理お願いいたします。次に移ります。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	主事	次回総会は、令和5年11月10日(金)9時から開会予定です。よろしくお願いいたします。
	議長	(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。
	高橋事務局長	まず初めに、11月6日に日帰り研修についてのご説明でございます。別紙で日程表をお配りしております。11月6日月曜日、視察先につきましては、行程表の通り、神石高原町、三次市です。内容につきましては、有機農業に取り組む農業法人の視察、もう一つは、産地直販販売を執り行っておられる、販売施設の視察を行って参りたいというふうに考えております。委員の皆様にはまた改めてご案内させていただきたいと思っております。ご出席、ご参加の方よろしくお願いいたします。 続きます本日午後でございますけども、日野郡の農業委員の研修交流会を開催いたします。1時30分から交流ホールで、開会式を行いますので、5分前ぐらいには交流ホールの方にお集まりをいただければというふうに思っております。 また今後の予定でございますが、若干まだ先の話でございますけども、12月以降につきましては、農業委員会の総会は、これまで午前中に行っておりましたが午後から開催するように、予定をさせていただきたいと思っております。12月につきましては、農業委員会総会終了後忘年会も計画をさせていただきたいというふうに思っております。現在の予定としましては12月8日金曜日、12月の総会の後、忘年会を行いたいというふうに思っておりますので、なるべくご都合をつけてご参加をしていただければというふうに考えております。今後のスケジュールにつきましてご説明しました。以上でございます。
閉会	議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和5年度第7回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。 この後、農地部会がありますので、よろしくお願いいたします。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員